

美濃加茂市情報公開条例及び美濃加茂市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について

○概要

市では、平成28年に行政不服審査法（以下「法」という。）が改正されてから、行政不服審査会を単独で設置するのではなく、すでに存在していた情報公開審査会の業務としています。これまで一般的な処分に係る審査請求については審理員を適用（非常勤特別職として弁護士を選任）していますが、情報公開及び自己情報開示に係る審査請求については法第9条ただし書の規定により審理員を適用していません。よって、処分の種類によって情報公開審査会の業務内容が大きく異なっていました。

条例の一部改正により、情報公開及び自己情報開示に係る審査請求においても審理員を適用することで、手続きの一本化を図ります。審理員の適用により、外部人材による公平性の確保はもとより、事務の効率化及び高度化が期待されます。

○審理員の適用のため、審理員による審理手続に関する規定の適用除外に関して適用した次の条文を削ります

●美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号）

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第11条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

●美濃加茂市個人情報保護条例（平成11年美濃加茂市条例第21号）

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第22条の2 保有個人情報の開示等の請求について実施機関が行った決定又は保有個人情報の開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

○その他条文を削ったことに伴う改正を行い、令和3年4月1日から施行し、同日以降の審査請求から適用します。